

VI. 世界遺産条約を推進するための支援

VI.A 目的

世界遺産条約第 27 条参照

211. 目的は以下の通り。

- a) キャパシティビルディング及び研究を促進すること。
- b) 文化遺産及び自然遺産を保存する必要性に対する一般市民の認識、理解、評価を向上させること。
- c) 世界遺産の社会生活における役割を増進すること。
- d) 遺産の保護及び公開について、地域住民、国民の参加を拡大すること。

世界遺産条約第 5 条(a)参照

VI.B キャパシティビルディング及び研究

212. 委員会は、戦略目標に則って、締約国におけるキャパシティビルディングが進むように努める。

世界遺産に関するブダペスト宣言（Budapest Declaration on World Heritage）（2002）

研修に係るグローバルストラテジー

213. 世界遺産を保護、保全、公開するには高い水準の技能と学際的なアプローチが必要であることから、委員会は、「世界文化遺産および自然遺産のための研修に係るグローバルストラテジー」を採択した。研修に係るグローバルストラテジーの第一目標は、よりよい条約の履行のために、幅広い関係者が必要な技能を身につけるよう担保することである。重複を避け効果的に戦略を実行するために、委員会は「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー」等の他の取り組みとの連携を図る。委員会は、毎年、関連する研修の課題のレビュー、研修ニーズの評価、研修活動年次報告のレビューを行い、将来の研修活動のための勧告を提言する。

「世界文化遺産及び自然遺産のための研修に係るグローバルストラテジー」は、第 25 回世界遺産委員会（フィンランド国ヘルシンキ、2001 年）において採択された（文書 WHC-01/CONF.208/24 の付属資料 X 参照）。

研修に係る国家戦略及び地域協力

214. 締約国は、すべてのレベルの技術者及び専門家が適切な訓練を受けるように担保することが推奨される。そのために、締約国は研修に係る国家戦略を策定すること、又、戦略の一環として研修への地域協力を盛り込むことが推奨される。

研究

215. 委員会は、条約の効果的な履行のために必要な研究分野における国際協力の実施・調整を行う。また、世界遺産資産の認定、管理、およびモニタリングには、知識及び理解が不可欠であることから、締約国は、研究を実施するための（人的、財政的）自然を確保することが推奨される。

国際的援助

216. 締約国は世界遺産基金に対し研修及び研究に関する支援を要請することができる（VII章参照）。

VI.C 普及啓発及び教育

普及啓発

217. 締約国は、世界遺産の保存の必要性についての普及啓発を行うことが推奨される。特に、世界遺産について、現地において適切な顕彰と公開が行われるよう担保することが推奨される。
218. 事務局は、一般市民に対する条約の普及啓発及び世界遺産を脅かす危険の周知を目的とした活動の企画・実施に関して、締約国を援助する。事務局は、締約国に対して、国際的援助の枠を通じた融資対象となる現地での公開、教育プロジェクトについて助言を行う。諮問機関及び適切な国家機関がそのようなプロジェクトについて助言を求められる場合もある。

教育

219. 世界遺産委員会は、教材、教育活動、教育プログラムの開発を奨励、支援する。

国際的援助

220. 締約国は、世界遺産に関する教育活動を、可能な限り、学校、大学、博物館及びその他の地域、国の教育機関の参加を得つつ実施することが推奨される。世界遺産条約第 27 条第 2 項参照
221. 事務局は、ユネスコ教育セクターその他のパートナーと協力し、世界各地の中等学校での利用を目的とした世界遺産教育教材「子供のための世界遺産」(World Heritage in Young Hands)を作成し出版している。同教材は他の教育レベルにも準用できる。「子供のための世界遺産 (“World Heritage in Young Hands”）」(英語版)は下記 URL より入手可。
<http://whc.unesco.org/education/index.htm>
222. 締約国は、普及啓発および教育のための活動又はプログラムの開発及び実施のために、国際的援助を世界遺産基金による国際的援助を要請することができる。(VII 章参照)。